

→ ひとり親家庭などへの支援

●児童扶養手当

18歳までの児童を監護しているひとり親家庭などが対象です。手当の額は、監護する児童の人数や所得額によって異なりますので、申請前にご相談ください。

☎ 子育て支援課 給付係 ☎ 445-1325



●遺児手当

両親または父母の一方が死亡、もしくは身体が不自由になった場合、義務教育終了前の子どもに支給します。申請前にご相談ください。

保育奨励金 月額 2,500円

就学奨励金 小学生月額 3,000円、中学生月額 3,500円

☎ 子育て支援課 給付係 ☎ 445-1325

●ひとり親家庭等医療費等助成

18歳までの児童を養育しているひとり親家庭などの保険診療に係る医療費の一部を助成します。事前に資格申請手続きが必要ですのでお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 給付係 ☎ 445-1325

●ひとり親家庭等援護支度金

ひとり親家庭などの児童が小・中・高校入学時または中・高校卒業後就職時に支度金を支給します。所得制限がありますのでお問い合わせください。

小学校入学 8,000円 **中学校入学** 9,000円

高校入学 10,000円 **就職** 20,000円

☎ 子育て支援課 給付係 ☎ 445-1325

●ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が職業能力開発のための教育訓練給付の指定講座（パソコン講座・医療事務講座・介護事務講座など）を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給します。事前に申請が必要です。所得の制限があります。

※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある方は対象になりません。

☎ 子育て支援課 こども総合相談室 ☎ 445-1349・1328

●ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が看護師・介護福祉士・保育士などの経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。事前に申請が必要です。所得の制限があります。

☎ 子育て支援課 こども総合相談室 ☎ 445-1349・1328

●ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の生活全般（医療、健康、家庭紛争、就労など）、経済的支援（母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け、各種手当など）について母子・父子自立支援員などが相談に応じます。【要予約】

相談時間 月～金曜日 9:30～16:00（祝日・年末年始を除く）

☎ 子育て支援課 こども総合相談室内 家庭児童相談室 ☎ 445-1349

●ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の親が就学等の自立に必要な事由やひとり親になって間がなく生活が不安定な場合などに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。

※事前に登録が必要です。所得と利用時間に応じた自己負担があります。

☎ 子育て支援課 こども総合相談室 ☎ 445-1349・1328

●母子・父子・寡婦福祉資金（県の制度）の貸付け相談窓口

母子・父子家庭及び寡婦世帯の経済的自立と生活意欲の助長および子どもの福祉向上を図るため、各種資金を無利子または低利で貸付けています。貸付けには審査があり、貸付けの目的を達成することが困難と認められるときや事業計画・償還計画が適切でないときと認められるときは貸付けを受けられない場合があります。申請前に子育て支援課こども総合相談室へ相談ください。

※他の制度との併用は原則できません。

- ☆**修学資金**………扶養している子どもが学校に通っている間に必要になる経費に対する貸付けです。就学支度資金と併用できます。自宅外通学の場合は、限度額が変わります。
- ☆**就学支度資金**…扶養している子どもが学校に通う準備に必要な経費に対する貸付けです。修学資金と併用できます。
- ☆**修業資金** ☆**事業開始資金** ☆**事業継続資金** ☆**技能習得資金** ☆**就職支度資金**
- ☆**医療介護資金** ☆**生活資金** ☆**住宅資金** ☆**転宅資金** ☆**結婚資金**

寡婦：現在は児童を養育していないが、かつて母子家庭の母として児童を養育しかつ現在も引き続き配偶者がいない方。

☎ 子育て支援課 こども総合相談室 ☎ 445-1349



→ 障がい児の手当

☎ 障がい福祉課 ☎ 445-1305

特別児童扶養手当（国の手当）

重度・中度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とするか、あるいは障がいの状態にある、20歳未満で施設等に入所していない児童を監護している父母もしくは養育者に支給される手当です（おおむね身体障害者手帳1～4級、療育手帳④・A1・A2・B1の一部を所持）。

●支給額 1級：月額 51,100円 2級：月額 34,030円

※所得制限があります。

※所定の診断書が必要ですが、障害者手帳の内容によっては診断書の省略が可能です。

障害児福祉手当（国の手当）

日常生活において常時の介護を要する重度の障がい児で、施設等に入所していない20歳未満の者に対して支給される手当です（おおむね身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④、Aの1・Aの2の一部）。

●支給額 月額 14,480円

※所得制限があります。

※特別児童扶養手当との併給ができます。

※所定の診断書が必要ですが、障害者手帳の内容によっては診断書の省略が可能です。

心身障がい児童福祉手当（市の手当）

身体障害者手帳1～4級もしくは療育手帳を所持している、20歳未満で施設等に入所していない児童を養育している家庭に支給される手当です。

●支給額 月額 4,500円

※障害児福祉手当との併給はできません。

※特別児童扶養手当との併給ができます。

→ こども発達センター

児童発達支援（のびのびルーム）

障がい児および心身の発達に心配のある就学前の子どもに対し、一人ひとりの状況に合わせて、基本的な生活習慣の自立・社会性・身体機能の発達を促すよう通所により支援を行います。

保育所等訪問支援（分室）

保育園や幼稚園等に通園している、障がい児および発達に心配のある子どもに対し、こども発達センターの職員が保育園等に出向き、集団生活に適應できるように支援を行います。

相談支援（分室）

障がい児および心身の発達に心配のある、18歳未満の子どもの相談支援を行います。

指定障害児相談支援事業所（分室）

子どもやご家族の希望に沿ったサービスが受けられるよう、相談支援専門員が総合的な支援方針やサービスの組み合わせ等を検討・調整し、障害児支援利用計画を作成します。またさまざまな福祉サービスの紹介と、利用に伴う申請手続きの方法等について、支援をします。

●問い合わせ先

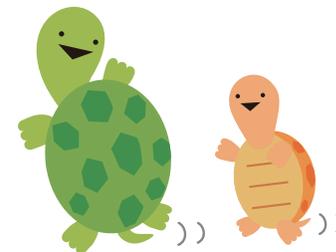
こども発達センター（のびのびルーム）

☎ 445-3230

こども発達センター（分室）

☎ 445-1361

※こども発達センターは、児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターとなります。



→ 市内の利用できる施設

サービス種類	事業所名	所在地	TEL/FAX	マップ
児童発達支援	こども発達センター (のびのびルーム)	中沢 317	TEL/FAX 445-3230	6図A-1
	社会福祉法人優幸会 みちる園	佐津間 1113-3	TEL 444-7709 FAX 401-0995	1図C-2
放課後等 デイサービス	多機能型事業所 きらら	南初富 3-1-2	TEL/FAX 441-0098	5図B-1
	社会福祉法人優幸会 みちる園	佐津間 1113-3	TEL 444-7709 FAX 401-0995	1図C-2
	NPO 法人 鎌ヶ谷たんぼぼクラブ こすもす	南初富 3-11-29	TEL/FAX 497-8702	5図C-1
	有限会社エイド・サポート カラース	南鎌ヶ谷 3-4-21	TEL 401-5520 FAX 401-5521	7図B-3
日中一時 支援事業	社会福祉法人 南台五光福祉協会 もくせい園	中沢 311-1	TEL 443-3331 FAX 444-1748	6図B-1
	NPO 法人 鎌ヶ谷たんぼぼクラブ たんぼぼハウス	東初富 4-3-20 大成ビル 2階	TEL/FAX 440-8639	5図C-2
	社会福祉法人優幸会 みちる園	佐津間 1113-3	TEL 444-7709 FAX 401-0995	1図C-2
短期入所	社会福祉法人 南台五光福祉協会 もくせい園	中沢 311-1	TEL 443-3331 FAX 444-1748	6図B-1

→ 在宅サービス

●行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより、常時介護を必要とする障がいのある子どもに、危険予防等、身体的介護を行います。

●移動支援事業（地域生活支援事業）

障がいのある子どもが余暇活動を行う際の外出支援を行います（保護者の代理、通学や通所には利用できません）。

→ サービス利用の手順



●問い合わせ先 障がい福祉課 支援係 ☎ 445-1307



→ 手当・助成

出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産した場合、404,000円（分娩機関が産科医療補償制度に加入している場合 420,000円）を支給します。

※鎌ヶ谷市の国民健康保険以外の健康保険の場合には、勤め先または保険証に記載されている健康保険にお問い合わせください。

●申請に必要なもの（直接支払制度をご利用の場合は、手続き不要です）

- ・ 出産された方の被保険者証
 - ・ 母子健康手帳
 - ・ 領収書
 - ・ 世帯主の振込口座がわかるもの
 - ・ 世帯主の印鑑
- ※妊娠 85 日以上で死産・流産の場合は、「医師の証明書」もご持参ください。

保険年金課 国保給付係 ☎ 445-1204

児童手当

中学校修了前の児童を監護している人に支給されます。

●対象 0歳から中学3年生まで

●手当月額

0～3歳未満	3歳～小学生		中学生
15,000円（一律）	10,000円（第1・2子）	15,000円（第3子以降）	10,000円（一律）
所得制限限度額以上の方：5,000円（一律）			

※第3子以降の対象となるかどうかの判定の際には、18歳以下の児童の人数により判定します。

●申請に必要なもの

印鑑、請求者名義の預金通帳の写し、請求者の健康保険証の写し、請求者の所得証明書（転入の方）、児童の住民票（児童と市外別居される方）、請求者および配偶者等の個人番号カード、委任状（配偶者等の代理人が申請される方）

※個人番号カードをお持ちでない方は、通知カードのほか、身分を確認できる免許証やパスポートが必要となります。

●所得制限限度額

所得額とは、年間収入金額から給与所得控除額を控除した額です。

扶養親族等の数	所得額	年間収入額
0人	622.0万円未満	833.3万円
1人	660.0万円未満	875.6万円
2人	698.0万円未満	917.8万円
3人	736.0万円未満	960.0万円
4人	774.0万円未満	1,002.1万円



●注意

- ・ 出生・転入があった翌日から15日以内に申請してください。
- ・ 離婚等があった場合は、必ずお問い合わせください。
- ・ 公務員の方は勤務先で申請してください。

こども支援課 給付係 ☎ 445-1325

子ども医療費助成制度

子どもが健康保険を使用して通院や入院をしたとき、医療費を助成します。

●対象 0歳から中学3年生まで ●自己負担額 課税状況によって変わります。

世帯の市町村民税の課税状況	保護者負担額
市町村民税所得割課税世帯	入院：1日につき300円 通院：1回につき300円
市町村民税所得割非課税世帯であって市町村民税均等割のみ課税世帯及び市町村民税非課税世帯	入院：1日につき0円 通院：1回につき0円

●申請に必要なもの

子どもの健康保険証、印鑑、所得証明書（転入の方は、所得額・控除額・扶養人数・課税額の記載があるもの）

こども支援課 給付係 ☎ 445-1325

未熟児養育医療

指定医療機関の医師が、未熟児かつ入院治療が必要と認めたとおむね出生体重2,000g未満の乳児の保護者に対して、入院中の医療費の一部を所得税額に応じて助成します。詳しくはお問い合わせください。

こども支援課 給付係 ☎ 445-1325

チーパス（ちばの子育て家庭優待カード）

協賛店舗でチーパスを提示すると、協賛店舗が決めたサービス（プレゼント、ポイント、割引、無料など）が受けられます。

●対象

中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる家庭

●配布場所

こども支援課窓口、児童センター

※転入、出生、母子健康手帳交付手続きの際もあわせて配布しています。

こども支援課 給付係 ☎ 445-1325



●利用方法など

【チーパスの使用期間】

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日、または一番下の子どもが満 15 歳になって最初に迎える 3 月 31 日のいずれか早い日まで

【チーパスを受け取ったら】

チーパスの裏面に、必ず次の事項を記入してください。記入がない場合、チーパスを使用できません。

①中学校修了までの子どもがいるご家庭

1. 子どもの名前と生年月日
2. その他同居のご家族のお名前

②妊娠中の方

ご本人とその他同居のご家族のお名前

(子どもが生まれましたら、子どものお名前と生年月日を記入してください)



「チーパス」の店は専用ホームページ「チーパスねっと」から検索することができます。

パソコン・スマートフォンサイト

<http://www.chiba-kosodate.jp>

携帯サイト

<http://www.chiba-kosodate.jp/mobile/>

→ 子育て一般の相談

保育士や子育てアドバイザーが、子育てに関する悩みや相談に応じます。

詳細は各センター・保育園にお問い合わせください。

- ・子育て支援センター (→P.20) 9:00～17:00 (11月1日～1月31日は16:30まで)
- ・児童センター (→P.21) 9:00～17:00 (11月1日～1月31日は16:30まで)
- ・保育園 (→P.24) 9:30～16:00 ※保健師への相談もできます。

→ 健康相談

妊娠・出産、子どもの発育や病気のこと、育児のことなど、ご家族も含めた健康に関する相談を、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が受けています。

- ・健康増進課 総合福祉保健センター1階 ☎ 445-1393

→ 発達相談

子どもの発達の心配、悩みに専門の職員が相談に応じ、支援します。

- ・こども発達センター (分室)

総合福祉保健センター 5 階 相談支援担当 ☎ 445-1361

→ 教育相談

小・中学生の学校生活 (学習・いじめ・不登校など) について児童・生徒・保護者からの相談を受けています。

- ・教育相談室 (生涯学習推進センター2階)

富岡 2-6-1 ☎ 445-4953

●相談時間 毎週月～金曜日 9:00～16:00

→ 家庭と児童の相談

家庭児童相談

18 歳までの子どもの子育てに関するあらゆる相談を家庭児童相談員が受けています。身近な子育ての相談から深刻な相談までを総合的に対応します。

こども支援課 こども総合相談室 ☎ 445-1349

月～金曜日 9:30～16:00 (祝日・年末年始を除く)

児童相談所

鎌ヶ谷市は、市川児童相談所が担当しています。

児童相談所とは、18 歳未満の児童に関するあらゆる問題 (しつけ、教育、適性、養護、障がいなど) について相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関です。そのために必要な調査並びに医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行います。また、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護し、入所等の措置なども行います。

●所在地 市川市東大和田 2-8-6 ☎ 047-370-1077

●電話相談専用 ☎ 047-370-5286

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

児童家庭支援センター (児童福祉法に定められた地域のための福祉施設)

児童家庭支援センターでは、相談員や心理発達相談員が子ども自身の悩みや保護者からの子育てについての不安や心配など、子どもに関するさまざまな悩みについての相談を電話等でを行い、必要に応じていろいろな機関と一緒に考えて、相談者に寄り添った支援を行います。相談は無料です。

